

令和2年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和2年9月17日
産業労働部

【議案（認定）関連】

公 営 企 業 課	令和元事業年度秋田県公営企業会計 決算説明資料…………… 別冊
	令和元年度秋田県電気事業会計 地域振興積立金の処理について…………… 1
	令和元年度秋田県公営企業会計 未処分利益剰余金の処分について…………… 2

令和元年度秋田県電気事業会計地域振興積立金の処理について

公 営 企 業 課

1 目 的

売電形態の変更に伴い、地域振興積立金を原資とせずに地域振興事業の継続的实施が可能となったことから、地域振興積立金を取り崩し、発電所の新規開発や大規模改良の財源に充当することで、電気事業の経営基盤強化を図る。

2 処理の概要

地域振興積立金の全額を取り崩し、利益剰余金に振り替える。

利益剰余金は、未処分利益剰余金処分（案）により、中小水力発電開発改良積立金積立額として処分する。

3 地域振興積立金取崩額

5 2 3, 8 3 6, 2 0 1 円

4 地域振興事業について

地域振興及び住民福祉向上を通じて電気事業への理解と協力を促すための必要不可欠な事業であり、今後も関係市町村への助成金交付等について引き続き実施する。

《参考》

○地域振興事業の概要

(1) 県営発電所周辺地域等振興事業助成金

発電所周辺の10市町村が実施する地域振興等の事業に対し、助成金を交付する。

- ・事業期間 令和2～4年度
- ・補助率 10/10
- ・上限額 8百万円（3か年の総額）
- ・事業例 小学校LED街路灯設置（大館市）、刺卷湿原木道新設（仙北市）

(2) 発電所カード

県営発電所訪問者に対し、当該発電所のカードを配布する。

- ・配布開始日 平成29年7月22日
- ・配布累計数 約9,000枚

※現在は新型コロナウイルスの影響を考慮して配布を休止している。

令和元年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について

公 営 企 業 課

経営活動により得られた当年度未処分利益剰余金は、将来に予定されている発電事業等の開発改良資金として積み立てることなどにより、公営企業の健全な運営を行うために必要な内部留保資金として、確保することが必要である。

このため、令和元年度の未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

1 電気事業会計

積立金の取崩相当額を資本金に組み入れ、残額は、発電所の新規開発や大規模改良に備え、中小水力発電開発改良積立金に積み立てる。

項 目		金 額	備 考
未処分利益剰余金		1,372,636,508円	
処 分 額 (案)	組入資本金	△310,604,069円	中小水力発電開発改良積立金取崩額等
	地域振興積立金	523,836,201円	地域振興積立金の振替による
	中小水力発電開発改良積立金	△1,585,868,640円	
処分後残高		0円	

2 工業用水道事業会計

未処分利益剰余金は、今後発生が見込まれる旧取水施設の撤去工事に備え、全額を繰越利益剰余金とする。

項 目	金 額	備 考
未処分利益剰余金	556,054,648円	繰越利益剰余金として次年度へ繰り越し